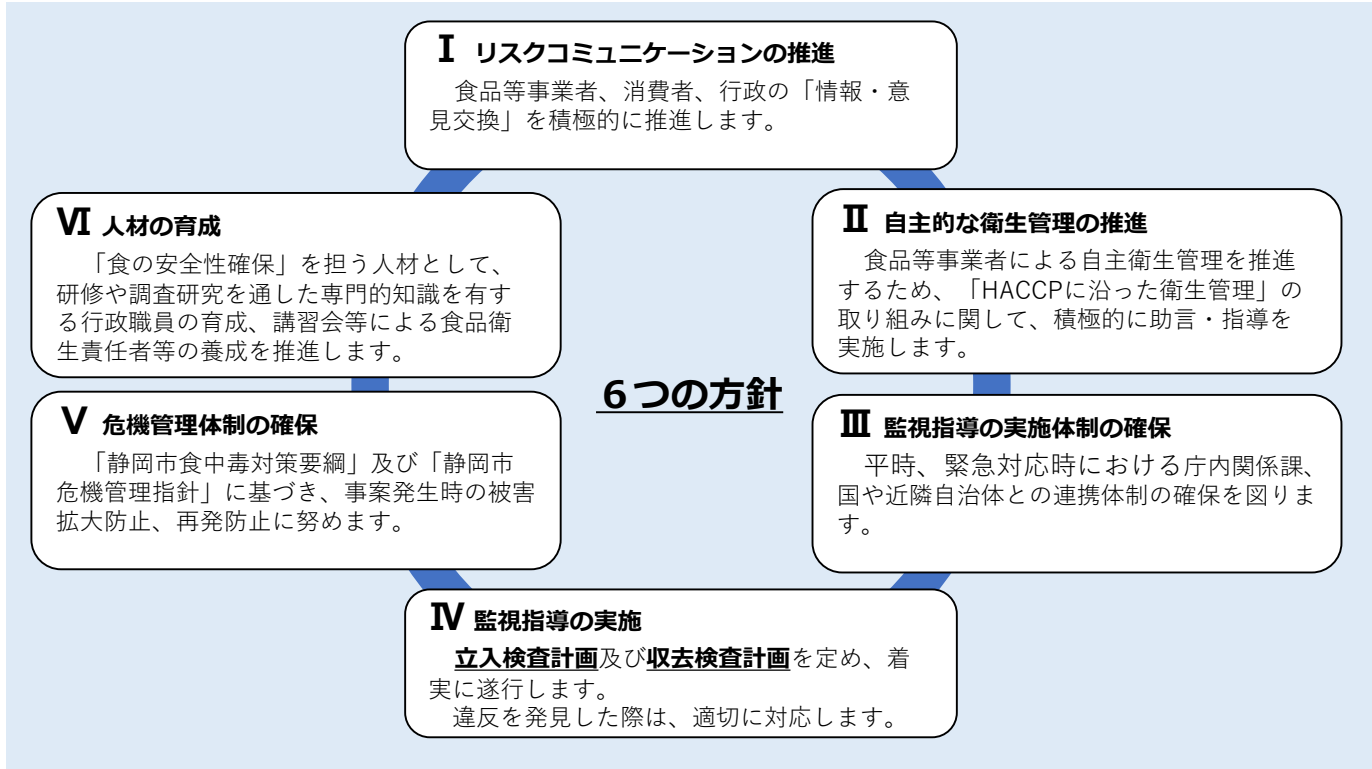


令和4年度 静岡市 食品衛生監視指導計画の概要

1 基本方針

この計画は、監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するための「行動計画」です。静岡市では、食の安全性確保のために「6つの方針」を掲げています。



2 重点監視指導に関する事項

① 「HACCPに沿った衛生管理」の取り組みの推進

監視指導にあたり、食品等事業者に対して衛生管理計画の作成及び記録保存の実施に関する助言・指導を重点的にを行います。

— 実施すべき2つの基準 —



② 食中毒対策

食中毒防止の観点から、以下に掲げる施設を重点的に巡回指導します。

- ア 大規模調理施設、集団給食施設等
- イ 未加熱又は加熱不十分な食肉料理を扱う飲食店

④ 流通拠点に対する監視指導

静岡市中央卸売市場や大規模販売店など、食品等が集中する流通拠点では、保存温度や陳列販売方法など、食品等の取扱いについて監視指導します。

③ 食品を取り扱うイベント等に対する監視指導

飲食店が出店するイベント開催に際しては、事前相談の受付や講習会の実施、当日の巡回等を通して食中毒防止に努めます。

⑤ 食品表示

食品関連事業者に対し、消費期限又は賞味期限表示、食品添加物表示、アレルギー表示等の衛生事項に関する表示指導を、検査を取り入れながら重点的に実施します。

3 適用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

問合せ先

静岡市保健所 食品衛生課 静岡市葵区城東町24-1 電話 054-249-3162 FAX 054-209-0541
保健所清水支所 静岡市清水区旭町6-8 電話 054-354-2214 FAX 054-353-4850